

特用林産トライアル支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、特用林産物の生産、産地化を促進し、山村地域の活性化を図るため、特用林産物の生産者等で構成する団体等（以下「補助事業者」という。）が特用林産物の新たな品目の生産開始及び産地化を目指して行う栽培に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の交付の対象となる経費及びその補助率、品目)

第2条 前条に規定する事業及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の交付の対象とする特用林産物の品目は、クロアワビタケ及びダイオウとする。

(補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第4条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。
ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告書の様式、提出期限)

第5条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第6条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第7条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別（又は別表）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

第8条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表

補助区分	補助対象経費	補助率
特用林産トライアル 支援事業 ダイオウ (実証栽培)	1 需用費 (消耗品費等) 2 使用料及び賃借料 (圃場及び栽培施設 借上げ料) 3 賃金 (圃場及び栽培施設管理人件費)	当該経費の2分の1 以内
特用林産トライアル 支援事業 クロアワビタケ (栽培)	1 需用費 (消耗品費等) 2 原材料費 (菌床材料等)	

様式第1号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

特用林産トライアル支援事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、特用林産トライアル支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 交付申請額 ¥
- 4 添付書類
 - (1) 実施計画書（様式第1号の2）
 - (2) 団体の規約
 - (3) その他必要と認める書類

様式第1号の2

1 事業目的

2 事業計画

(1) 対象品目

(2) 事業内容

(3) 事業実施場所 (位置図添付)

3 収支予算

(1) 収入の部

区分	予算額	収入区分			備考
		県補助金	〇〇	〇〇	
計					

(2) 支出の部

経費区分	予算額	積算基礎
計		

4 事業完了予定年月日

5 添付書類

団体の規約、事業スケジュール等

様式第2号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

特用林産トリアル支援事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、特用林産トリアル支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

様式第3号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

特用林産トリアル支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、特用林産トリアル支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業報告書（様式第3号の2）
- 3 その他添付書類

様式第3号の2

1 事業目的

2 事業実績

(1) 対象品目

(2) 事業内容

(3) 事業実施場所 (位置図添付)

3 収支予算

(1) 収入の部

収入区分	予算額	決算額	差引増減	備考
計				

(2) 支出の部

経費区分	予算額	決算額	差引増減	支出内容
計				

4 事業完了年月日

5 成果の概要

6 問題点と課題

7 添付書類

事業実施状況写真、領収証類の写し等

8 支払先口座

金融機関名

支店名

預金種別 (当座・普通)

口座名義

口座番号

様式第4号

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

特用林産トリアル支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった特用林産トリアル支援事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

記

1 概算払請求額 ¥

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備考

3 概算払い請求の理由

4 添付書類
団体の財務諸表の写し等

5 支払いの方法
金融機関名 支店名
預金種別（当座・普通）
口座名義 口座番号

様式第5号

番
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

財産処分承認申請書

特用林産トライアル支援事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、特用林産トライアル支援事業費補助金交付要綱第7条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類